

交野市の政務活動費のマニュアル P16 で、「改選月を起点として、前 1 年間において、新規の事務所賃貸借契約に係る支出は認めない」とされているが、「前 1 年間」とは、2023 年 9 月を起点とし、2022 年 10 月～2023 年 9 月であり、2022 年 9 月の契約は支出可能と考えます。

参考資料 「法律 BLOG ローテキスト」の「起算日とは？その意味について」を添付

## (12) 郵送料

議員が行う活動に要する送料

交付対象となる経費	備考
郵送料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政務活動に関する内容又は政務活動に関する内容が発送物に占める面積に応じて按分を適用(判断が困難な場合、原則按分比率 1/3)</li> <li>・発送物の発行者・発行責任者が後援会や政党・政治団体等と議員本人の連名となっている場合は、併せて、それを考慮した按分を適用</li> </ul>

《提出様式・資料等(領収書以外)》

◎発送記録簿

◎発送した内容がわかるもの

### ★留意事項

- ・発送物の発行者・発行責任者が後援会や政党・政治団体等のみとなっている場合、支出は認めない(議員本人との連名となっている場合を除く)。
- ・郵送時に窓口等で支払った郵送料以外は認めない(事前購入されたはがき・切手料金等については資産形成につながるため認めない)。
- ・10通以上発送する場合は別納料金等により送付しなければならない。

## (13) 事務所費

議員が行う活動に要する事務所の設置、管理にかかる経費

交付対象となる経費	備考
事務所賃貸料	政務活動の使用時間・使用実態に応じた按分を適用 (判断が困難な場合、原則按分比率 1/3) 【物品等を購入した場合】 p.8 物品購入及び維持・管理の考え方を参照 【リースをした場合】 p.8 リース及び維持・管理の考え方を参照
事務所用駐車場代	
事務所光熱水費	
事務所内備品費	

《提出様式・資料等(領収書以外)》

◎賃貸契約書又はその写し

◎購入物品一覧表

◎リース契約書又はその写し

◎光熱水費料金明細書又はその写し

◎リース物品一覧表

### ★留意事項

- ・改選(国会議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙)月を起点として、前1年間において、新規の事務所賃貸借契約に係る支出は認めない。但し、前1年間に契約を行い、改選後の議員任期以降も継続契約している場合のみ、議員任期以降の支出は認める。
- ・自宅と兼用の事務所に係る経費は認めない。
- ・事務所として使用する不動産の建築工事費は認めない。

## 日本料理に深く触れる

日本料理の技術・ノウハウ・哲学を伝えるオンライン学習サイト

Japanese-Cuisine

HOME > 民法 > 条件/期限/時効 > 起算日とは？その意味について

### 起算日とは？その意味について

条件/期限/時効



”話題のニュースにコメント”カテゴリ

- 1 2020年3月2日 5534View  
新型コロナウイルスの影響で、塾やスイミングスクールが休校に！月々の授業料・会費は帰ってくる？
- 2 2020年4月28日 2106View  
コロナの特別定額給付金10万円、別居中の場合は？子供の分は？
- 3 2020年5月19日 1216View  
憲法に反する？香川県ゲーム条例の何が問題か、内容をちゃんと知っておこう。
- 4 2020年5月13日 1104View  
女性の裁判官比率が増加している件

法律BLOGローテキストTOPはこちら

<https://law-text.com/>

Facebook Twitter はてブ Pocket LINE

今回のテーマは起算日です。

法律を使う場面では、期間計算をしなければならないということがよくあります。契約においても、契約書に記載された期間の計算が必要になることがあります。

たとえば、1年以内に請求をしなければならない、旨、法律や契約書に記載されている場合などです。

こうした場合、その期間をいつから計算するのか、上記の例で言えば1年という期間はどの日からカウントするのか、というのが起算日の問題です。

期間の定めがある場合、期間に余裕をもたせて対応するのがセオリーですが、そうも言っていない場合があるのも確か。

起算日について、正確に理解しておきましょう。

目次

- 1 起算日とは？その定義と意味について
- 2 起算日と期間計算（「～日から」と「～日から起算して」の用語法）
  - 2.1 初日不算入の原則：（「～日から…」の場合）
  - 2.2 初日を算入する場合（「～日から起算して」の場合）
  - 2.3 初日不算入の場合と参入の場合の整理
  - 2.4 経理に出てくる起算日
- 3 判例が起算日を示していることもある
  - 3.1 判例に注意
  - 3.2 起算日を判断した判例

## 起算日とは？その定義と意味について

### 要点

起算日とは、期間計算における第一目を指します。より具体的には、期間を数え始める最初の日を意味します。

起算日の同義語は、期間計算の「初日」です。

これに対して、期間計算の最後の日を「満了日」といいます。

たとえば、次の図のように、2019年7月1日を初日として7日間の期間を計算する場合、上の図の通り、同年7月1日が起算日となり、同年7月7日が満了日となります。

<起算日と満了日>

## 起算日と期間計算（「～日から」と「～日から起算して」の用語法）

### 要点

契約書などで「～の日から」という場合、期間計算に「初日」は含みません。

他方で「～から起算して」などという場合、期間計算に「初日」を含みます。

期間計算について、よくある疑問の一つが、「～の日から」1年間と規定されている場合に、その初日を含むのか否か、という点です。

また、法律には、「～日から起算して」などと規定されている場合もあります。

この場合の初日はどこになるのか、結論を先出しすれば上記又は次の図の通りです。

以下、具体例を交えつつ、その根拠をもう少し細かく見ていきます。

<起算日の定め方と「初日」に関する説明図>

起算日と強く関わりを有する初日不算入の原則についてもっとシンプルな思考法を提示します。

初日不算入の原則については覚えていても、具体的な期間計算の方法がいつも分からなくなってしまう、という方に向けて書きました。

・初日不算入の原則~民法140条~:いつも計算方法を忘れてしまうあなたへ

## 初日不算入の原則：（「～日から…」の場合）

### 要点

「～日から…」と定められている場合、原則として初日は参入しません。初日不算入の原則が機能します。

たとえば「7月1日から7日」という場合、原則として7月2日からカウントします。同8日が満了日です。

## 民法140条

まず、民法は、初日不算入を原則とすることを明文をもって定めています。民法140条です。

<民法140条>

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない

法律で〇〇の日から1年間などと記載されている場合、上記民法の適用により、原則として「〇〇の日」は期間計算の初日に含みません。

## 具体例

たとえば、「書類が到達した日から7日間」という場合において、2019年7月1日に書類が届いたとしましょう。

この場合、上記民法140条本文の原則によれば、7月1日は期間計算の初日に含まず、期間計算は、7月2日を起算日として計算されます。

したがって、上記の場合、同年7月8日が期間の満了日です。

ごく自然に考えると、「書類が到達した日から7日」という場合、単純に7月1日も初日に含むと考えるのが日本語における用語法として妥当するように思えますが、そういうものだと思って、初日不算入の原則が働くと覚えておきましょう。

### ここで関連記事を紹介！

ビジネスや仕事においては「～から〇日以内に」という表現が多々使われます。

この表現方法の意味するところは、本記事で述べた「起算日」の理解により整理することが可能です。

ただ、実生活においては、多義的に使用される表現です。実際には注意が必要となります。

・「～から〇日以内」という表現における最終期限とは？

## 初日を算入する場合（「～日から起算して」の場合）

### 要点

他方で「～日から起算して」と規定されている場合、初日を含みます。

たとえば「7月1日から起算して7日」という場合、7月7日が満了日となります。

## 「起算して」という用語

---

民法140条が定める初日を計算しないルールではなく、初日を参入する取り扱いとしたい場合、「起算して」などの用語が用いられるのが通例です。

その場合、期間計算に初日を含みます。

### 法律における具体例

---

たとえば、戸籍法43条は戸籍に関する届け出期間について、次のように定めて、起算日を明らかにしています。

#### 戸籍法43条

届出期間は、届出事件発生の日からこれを起算する。

法が、起算するという用語を用いて日にちを指定する趣旨は、上記民法140条規定の原則に関わらず、その日を初日に含めるという点にあります。

したがって、法律において、敢えて「～の日から起算して」とか「～の日から起算する」と定めている場合、その日は期間計算の初日に含むことになります。

### 契約における具体例

---

上記の考え方は契約にも妥当し得ます。

たとえば、契約の日から起算して7日以内に書類を発しななければならない等と定められている場合において、2019年7月1日に契約をしたとしましょう。

この場合、書類の発送は、同年7月7日の満了日までに行わなければなりません。

初日を参入しますので、1日を含めて7日間、つまり7月7日が満了日となります。

「～の日から起算して」などの他、「〇〇の日以後7日間」などと規定されている場合も同様です。

### 初日不算入の場合と参入の場合の整理

小括

上記の例で、①「7月1日から」というときの初日不算入事例の起算日及び期間計算と、②「7月1日から起算する」という初日参入事例の起算日、期間計算を図示すると上の図のようになります。

起算日はずれることによって当然、満了日も変わることになります。

#### ここで関連記事を紹介！

ローテキスト  
ト

期間計算に置いて「起算日」と同じく重要な概念になるのが満了日です。

期間はいつ終わるのかという問題。民法はこの満了日についても、いくつかのルールを定めています。

次の記事をご参照ください。

・期間計算の満了日はいつ？満了日が土日・祝日の場合の考え方等について

## 経理に出てくる起算日

### 要点

経理に出てくる起算日についても上記と同様に考えることができます。

上記の考え方は経理にて生じる支払期限の計算などについても妥当します。

たとえば、3月発行の請求書に「翌月末起算30日払い」などと記載されている場合を考えてみましょう。この場合、翌月である4月の末日30日を起算日として、そこから30日以内の支払いが求められていることになります。

上記の文言に法律的な解釈を施せば、4月30日を初日に参入して起算することが求められていると考えるのが自然ですので、そうだとすると、この場合には5月29日が弁済期限ということになります。

※ただし商慣習などが存する場合がありますので、正確な弁済期限を判断する必要があるなら、相手に確認するのが無難です。

## 判例が起算日を示していることもある

### 要点

起算日の考え方は上記の通りですが、最高裁の判例が敢えて起算日の解釈をしている場合、実務はその判例に従って動きます。注意が必要です。

## 判例に注意

起算日に関する原則は、上記の通りですが、注意しなければならないのは、条文を読んでも出てこない判例の解釈です。



# 貸借契約書

名称	T・Iビル 304号室
貸主	株式会社ティー・アイ・コーポレーション 様
借主	■■■■ 様
契約期間	2022年 9月 22日 ~ 2024年 9月 21日

仲 介	有限会社啓友エステート エイブルネットワーク交野店 〒576-0052 大阪府交野市私部4-50-2Mochumeフジタ 1階					
	TEL	072-808-7666	責 任 者	●	担 当 者	●
	FAX	072-808-8558				

# 賃貸借契約書

## (1) 賃貸借の目的物

建 物	名 称	T・Iビル			号 室	304
	所 在 地	〒 576-0041 大阪府交野市私部西1丁目29-7				
	構 造	鉄骨	地上	3 階	地下	階
	種 別	事務所	間 取	床面積 ( 14.99 m <sup>2</sup> )		
住 居 部 分 ・ 設 備 の 概 要	電気	あり	上水道	公営		
	ガス	なし	下水道	公共下水		
	トイレ	共用				
	エアコン	一台				

## (2) 契約期間及び解約予告期間

契約開始日	2022年9月22日	から	2年 -ヶ月 -日間	解約予告期間
契約終了日	2024年9月21日	まで		3か月前

## (3) 賃貸借費用等

費 用 内 訳		費 用 内 訳		
項 目	金額 (月額)	項 目	金額	
家賃	60,000円	礼金	60,000円	
共益費	10,000円	火災保険	18,500円 2年毎	
月額賃貸借料の支払い方法		前月末日	振込	
振 込 先	金融機関名	枚方信用金庫	支店名	交野支店
	口座種別	普通	口座番号	0269473
	口座名義人	(株)ティー・アイ・コーポレーション		
持参先				

## (4) 貸主及び管理会社

貸 主	住 所	〒 576-0041 大阪府交野市私部西1丁目29-7T・Iビル 2F				
	氏 名 (会社名・代表者名)	株式会社ティー・アイ・コーポレーション				
	TEL 1	072-895-0111	TEL 2		携 帯	
貸 主 代 理	住 所	〒				
	氏 名 (会社名・代表者名)					
	TEL 1		TEL 2		携 帯	

取引No.	000000153	物件No.	000001947	発行日	2022/09/16	発行No.	R000000150
-------	-----------	-------	-----------	-----	------------	-------	------------

管理会社(専有)	住所	〒 576-0041 大阪府交野市私部西1丁目29-71・Iビル 2F					
	氏名 (会社名・代表者名)	株式会社ティー・アイ・コーポレーション					
	TEL1	072-895-0111	TEL2		携帯		
管理会社(共用)	住所	〒 576-0041 大阪府交野市私部西1丁目29-71・Iビル 2F					
	氏名 (会社名・代表者名)	株式会社ティー・アイ・コーポレーション					
	TEL1	072-895-0111	TEL2		携帯		

\*貸主と建物の所有者が異なる場合の所有者

所有者	住所	〒					
	氏名 (会社名・代表者名)						
	TEL1		TEL2				

(5) 借主及び入居者・同居者

借主	住所	〒					
	氏名 (会社名・代表者名)						
	TEL1		TEL2				

入居者・同居者		続柄	年齢	入居者・同居者		続柄	年齢
か)				か)			
か)				か)			
か)				か)			
か)				か)			
か)				か)			
か)				か)			

【特約事項】

- ・一件物件(2F・3F)は事務所専用ビルであり、音・振動等に十分認識するものとする。隣室から、苦情等があれば迅速に対処するものとする。対処できない場合は、貸主は契約を解除することができる。
  - ・借主から貸主に支払われた礼金は、賃貸借契約が終了しても、返還されません。
  - ・解約予告は3ヶ月前予告とする。
  - ・契約成立後の解約は、契約始期日前であっても決済金は返却されないこととする。
- (以下余白)

【特約事項】  
(以下)

下  
本契

貸

貸主

借

【特記事項】  
(以下余白)

(This area is intentionally left blank for special remarks.)

年齢

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有する。尚、その控1通を取扱業者が保有する。

契約締結日	2022年 9 月 21 日 大阪府交野市私部西1丁目29番7号2F
-------	---------------------------------------

貸主(甲)	住 所	〒 株式会社 ティー・アイ・コーポレーション		
	氏 名	代表取締役 伊藤 義弘		
	TEL1	TEL072-895-0111	携帯	
貸主代理(甲)	住 所	〒		
	氏 名	印		
	TEL1	TEL2	携帯	

借主(乙)	住 所	〒 576-0016 交野市 皇田 7-44-21		
	氏 名 (会社名・代表者名)	[REDACTED]		
	TEL1	[REDACTED]	TEL2	
	勤務先名称 (学校名)	交野市役所		
	勤務先住所 (学校住所)	〒 576-0052 交野市 私部 1-1-1		
勤務先TEL	072-892-0121			

取引No.	00000153	物件No.	000001947	発行日	2022/09/16	発行No.	R000000150
-------	----------	-------	-----------	-----	------------	-------	------------

連帯保証人1	住所	〒 576-0052 大阪府交野市私部6丁目17-1-209							
	氏名	藤田 菜里					続柄		
	TEL1	[REDACTED]			TEL2				
	勤務先名称	交野市役所							
	勤務先住所	〒 576-0052 大阪府交野市私部1-1-1							
	勤務先TEL	092 892 0121							
極度額									
連帯保証人2	住所	〒							
	氏名						印	続柄	
	TEL1				TEL2				
	勤務先名称								
	勤務先住所	〒							
	勤務先TEL								
極度額									

【鍵の受渡し確認欄】

使用箇所	メーカー名	鍵No.	本数	使用箇所	メーカー名	鍵No.	本数

※入居時にお渡しした上記の鍵は、退去時に全て返却してください。

※万一紛失した場合は、鍵交換代実費を負担していただきます。

(媒介・代理)業者		(媒介・代理)業者	
商号	有限会社啓友エステート	商号	
代表者氏名	上山 登子	代表者氏名	印
主たる事務所	〒 576-0052 大阪府交野市私部4-50-2	主たる事務所	〒
免許証番号	大阪府知事免許 (3) 第54716号	免許証番号	
免許年月日	令和元年7月3日	免許年月日	
TEL	072-808-7666	TEL	
従たる事務所及びその名称		従たる事務所及びその名称	
営業所住所	〒 576-0052 大阪府交野市私部4-50-2Mochumeフジタ 1階	営業所住所	〒
営業所名	エイブルネットワーク交野店	営業所名	
TEL	072-808-7666	TEL	
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
氏名	上山 登子	氏名	印
登録番号	(大阪) 第102230	登録番号	

【契約の  
第1条  
↓  
【契約期  
第2条  
2.  
【使用目  
第3条  
多  
【賃料】  
第4条  
2.  
3.  
(  
(  
(  
【共益費  
第5条  
2.  
3.  
4.  
【保証金  
第6条  
2.  
3.  
4.  
5.  
【禁止又  
第7条  
2.  
3.  
【修繕】  
第8条  
2.  
3.  
【契約の  
第9条

## 事業用建物賃貸借契約約款

### 【契約の締結】

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

### 【契約期間】

第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。  
2. 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

### 【使用目的】

第3条 乙は、貸室を 議員団事務所 として使用する目的をもって賃借するものとし、これ以外の用途に使用しないものとする。

### 【賃料】

第4条 乙は頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。尚、賃料振込の場合、振込手数料は乙の負担とする。  
2. 1ヵ月に満たない期間の賃料は、その当該月の日数により日割計算した額とする。  
3. 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。  
(1) 土地又は、建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。  
(2) 土地又は、建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。  
(3) 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

### 【共益費】

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下この条において「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。尚、共益費振込の場合、振込手数料は乙の負担とする。  
2. 前項の共益費は、頭書(3)の記載に従い、支払わなければならない。  
3. 1ヵ月に満たない期間の共益費は、その当該月の日数により日割計算した額とする。  
4. 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

### 【保証金等】

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)に記載する保証金もしくは敷金を、甲に預け入れるものとする。  
2. 乙は、保証金もしくは敷金に関する権利を第三者に譲渡又は担保に供することはできない。かつ、本物件を明渡すまでの間、保証金もしくは敷金をもって、賃料、共益費、その他の債務と相殺することはできない。  
3. 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく保証金もしくは敷金の全額(保証金については解約金又は償却金を差引いた後の金額)を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は本物件の明渡し時に、賃料の滞納、通常の使用に伴い生じた損耗を除く原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を、保証金の残金(又は敷金)から差引くことができる。  
4. 前項ただし書の場合には、甲は、保証金の残金(又は敷金)から差引く債務の額の内訳を、乙に明示しなければならない。  
5. 乙が支払った権利金、礼金は、本契約が終了しても返還されない。

### 【禁止又は制限される行為】

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡、又は転貸してはならない。  
2. 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。  
3. 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

### 【修繕】

第8条 甲は、別表第2に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。  
2. 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。  
3. 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表第2に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

### 【契約の解除】

第9条 乙が次の各号の一つでも該当すべき事実があったときは、甲は何らの催告を要せずして直ちに本契約を解除することができ、乙は何ら異議なく貸室を返還しなければならない。この場合、乙が貸室を返還しないときは、甲において直ちに貸室内の乙の所有に帰属するすべての物品等を貸室外に搬出、処分し、なおかつ施設設備の変更をなし、甲の管理下におかれても乙は何ら異議申し立て等を行うことができない。  
(1) 自己振出の手形又は小切手を不渡りしたとき。  
(2) 賃料その他の債務の支払を2ヶ月分以上怠ったとき。  
(3) 別表第1に掲げる禁止事項の一つにでも該当する行為をしたとき。

本数

印

印

- (4) 本契約又はこれに付随して締結した契約等の各条項の一つにでも違反したとき。
- (5) 解散、破産、民事再生、会社整理、会社更正等の申立を受け、又はこれをなしたとき。
- (6) 強制執行、競売の申立、保全処分、滞納処分等を受けたとき。
- (7) 甲の事前承諾なく継続して1ヶ月以上休業したとき。
- (8) 関係官公庁からその営業につき、停止の処分を受けたとき。
- (9) 暴力団(もしくは暴力的不法行為を行う虞のある団体)又は政治結社等の店舗及び事務所として使用し、又は貸室内および周辺にて一見して暴力団関係者と認められる服装、態度で徘徊したり他の居住者・近隣住人等に不安を抱かせるような行為をしたとき。
- (10) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたくなったとき。

【協議】  
第 18

【裁判】  
第 19

#### 【乙からの解約】

第 10 条 乙は、甲に対して頭書(2)に記載する解約予告期間前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申し入れの日から頭書(2)に記載する解約予告期間分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して頭書(2)に記載する解約予告期間を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

#### 【明渡しと原状回復】

第 11 条 乙は、本契約終了と同時に貸室内の物品等一切を搬出し、乙の設置した内装造作諸設備を除去し、貸室を原状に回復して甲に明渡しするものとする。但し、原状回復工事については、乙は原則として甲の指定する者に依頼するものとし、その工事に要する費用は乙の負担とする。

2. 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了に至るまで、賃料相当額の倍額の損害金を甲に支払い、かつ明渡し遅延により甲が被った損害を賠償しなければならない。
3. 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、甲は、乙の負担において貸室を原状に回復し、乙が残置した物品、電話等があるときは、甲は乙がその所有権を放棄したものとみなし、乙の費用にて任意にこれを処分することができる。
4. 乙は明渡しに際して、その理由、名目のいかに拘わらず、乙の支出した必要費、有益費の償還、内装造作設備等の買取、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

#### 【立入り】

第 12 条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。
4. 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において甲は乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

#### 【連帯保証人】

第 13 条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

2. 連帯保証人は、本契約の更新がなされた後も連帯責任を負う。
3. 連帯保証人の負担は、頭書に記載する極度額を限度とする。
4. 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
5. 乙(ないし乙の相続人)は、元本確定後の期間における賃貸借上の債務に関する連帯保証人を新たに付さねばならない。
6. 甲は、連帯保証人からの請求があったときは、甲は連帯保証人に対して、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況、滞納金の額、損害賠償の額等、乙の甲に対する全ての債務に関する情報を、提供しなければならない。
7. 賃料改定等、甲乙協議の上賃貸借条件の変更を合意する場合は、乙は、合意までに連帯保証人の承諾を得るものとする。

#### 【損害賠償】

第 14 条 故意又は過失により本物件に損害を与えた場合、甲は乙に損害賠償を請求することができる。

#### 【契約の消滅】

第 15 条 本物件が、天災地変その他甲の責めに帰することのできない事由により、通常の用に供することができなくなったとき、又は都市計画等により取用および使用制限され、本契約を継続することができなくなったときは、本契約は当然に消滅する。

#### 【免責】

- 第 16 条 天災、地変、盗難、その他甲の責めに帰すことのできない事由によって乙が被った損害については、甲はその責任を負わない。
2. 本建物の甲の諸施設等の機能が事故により一時停止した場合、甲は直ちにこれらの修繕、修復を行うものとし、乙はその工事に對して協力するものとする。ただし、乙は甲に対し、これがゆえの休業補償等の請求を一切行わないものとする。

#### 【通知義務】

第 17 条 乙について、その本店所在地、商号、目的、代表者、代表印等の変更があるときは、乙は事前にその旨を書面により甲に届け出

るものとする。

【協議】

第18条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

【裁判管轄】

第19条 本契約の裁判管轄は、本物件の所在地を管轄する裁判所とする。

おおよび周  
行為をし (以下余白)

る。

の賃料相  
の間、随

回復して甲  
する費用

の倍額の

ら、電話等

買取、移

得て、本物

しをする者

ることなく、  
しばならな

い。  
滞納金の

らる。

又は都市

いわない。  
の工事に

りに届け出



別表第1(第7条第3項、第9条関係)

1. 貸室の用途の変更
2. 貸室の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸、もしくは使用貸借その他名目のいかんを問わず第三者に使用(共同使用を含む)させ、又は管理させること。
3. 本契約にもとづく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。
4. 貸室内を宿泊に使用すること。
5. 貸室に造作加工を施すこと。
6. 乙以外の在室名義を表示すること。
7. 甲の指定する場所以外に看板、公告、その他の表示をすること。
8. 貸室内にて鳥獣類の飼育をすること。
9. 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
10. 賭博、開帳、ノミ行為、売春、麻薬、危険ドラッグ等の薬物を密売、製造等、法令に触れる行為及び公序良俗に反する行為をすること。
11. 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、その他法令に触れる薬物、物品等を製造又は、保持すること。

別表第2(第8条第3項関係)

1. ヒューズ、電球、蛍光灯、照明器具の修繕、交換。
2. その他前各号に準ずるもの、及び費用が軽微な修繕。

領 収 証

様 No. 202319

★ 310,000

但し テレビ30号室 令和4年9月22日～9月30日(9日間)の賃貸料とし  
令和4年 9月 21日 上記正に領収いたしました

取 入  
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

株式会社ティー・アイ・コーポレーション  
〒576-0041 大阪府交野市私部西1丁目2番7号2B  
TEL. 078-895-0111 FAX. 072-892-0203



扱 者 印

領 収 証

様

No. 202313

★ ￥60,000

但し TILV304号室 Rx.10月度賃貸料として

令和4年 9月 21日 上記正に領収いたしました



内訳
税抜金額
消費税額等 ( % )

株式会社ティー・アイ・コーポレーション  
〒576-0041 大阪府交野市私部西1丁目2番7号2F  
TEL. 072-895-0111 FAX. 072-894-0411

抜者印

領 収 証

様 No. 202314

★ ￥60,000

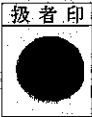
但し Tビル304号室 R4.11月度賃賃料として

令和4年 10月 31日 上記正に領収いたしました



内訳
税抜 金額
消費税額等 (%)

株式会社ティー・アイ・コーポレーション  
〒576-0041 大阪府交野市私部西1丁目2-9番7号 2F  
TEL. 072-895-0111 FAX. 072-894-0403



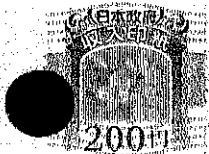
# 領 収 証

様 No. 2023.15

★ ¥60,000

但し TIV304号室 Rk. 12月度賃賃料として

令和5年 11月 29日 上記正に領収いたしました



内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

株式会社ティー・アイ・コーポレーション  
〒576-0041 大阪府交野市私部西1丁目29番7号2F  
TEL. 072-895-0111 FAX. 072-894-0403

扱者印

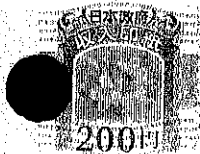
# 領 収 証

様 No. 202316

★ ￥60,000

但し Tビル202号室 R5.1月度賃賃料として

令和5年 12月 26日 上記正に領収いたしました



内訳
税抜 金額
消費税額等 (%)

株式会社ティー・アイ・コーポレーション  
〒576-0041 大阪府交野市私部西1丁目29番7号2階  
TEL. 072-895-0111 FAX. 072-894-0403



抜者印

領 収 証

様 No. 202317

★ ￥60,000

但し Tビル304号室 R5、2月度賃貸料として

令和5年 1 月 30 日 上記正に領収いたしました



内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

株式会社ティー・アイ・コーポレーション  
〒576-0041 大阪府交野市私部西1丁目29番7号2階  
TEL. 072-895-0111 FAX. 072-894-0403



領収証

様 No. 202318

★ ￥60,000

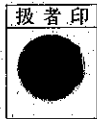
但し Tビル304号室R5.3月度賃賃料として

令和5年 2月 27日 上記正に領収いたしました



内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

株式会社ティー・アイ・コーポレーション  
〒576-0041 大阪府交野市私部西1丁目29番7号2F  
TEL. 072-895-0111 FAX. 072-894-0403





領 収 証



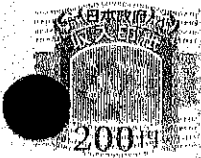
様 No. 202320

★

¥60,000

但し Tビル304号室 令和5年4月度賃貸料レレ1

令和5年 3月 27日 上記正に領収いたしました



内訳
税抜金額
消費税額等 ( % )

株式会社ティー・アイ・コーポレーション  
 〒576-0041 大阪府交野市私部西1丁目2番7号2F  
 TEL. 072-895-0111 FAX. 072-894-0403



抜者印